

## 会費未納者の扱いについて

2013年9月28日執行部会議確認

会費未納者の扱いにつき、2009年役員会決定を確認し、その運用について下記の通り明確化した。

- ① 継続して3年間会費未納の会員には年報の発送を停止する。
- ② 継続して3年間会費未納の会員には、会費未納4年目の研究大会案内送付時に、当該年6月末になお未納の場合は退会扱いになる旨を通知する。
- ③ 継続して4年間会費未納の会員であっても会費未納5年目の研究大会前までに会費の滞納分を納入した場合には会員資格を回復する。
- ④ 継続して4年間会費未納の会員であっても会費未納5年目の研究大会時になお未納の場合には、同研究大会時に開催させる役員会において当該会員の除籍を確定する。
- ⑤ 会費滞納分を事後的に清算した場合であっても、上記①及び③の適用により発送停止されていた過去の年報を再発送することはない。

以上